

## 電気通信大学寄附講座及び寄附研究部門に関する規程

平成 3年 1月16日

改正

平成 6年10月11日

平成16年 4月 1日

平成19年 4月 1日

平成22年 4月20日

平成24年 5月22日

平成27年 3月26日

平成28年 3月23日

平成31年 3月28日

令和 2年12月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学（以下「本学」という。）における寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 寄附講座等は、奨学を目的とする民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）からの寄附を有効に活用して、本学の主体性の下に設置及び運営し、もって本学における教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 寄附講座 講座において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、民間機関等からの寄附により教員給与、研究費、旅費、光熱水料等その運営に必要な経費を賄うものをいう。
- (2) 寄附研究部門 研究部門において行われる研究に相当するものを実施するもので、民間機関等からの寄附により教員給与、研究費、旅費、光熱水料等その運営に必要な経費を賄うものをいう。

(名称)

第4条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付与するものとする。

- 2 寄附講座等の名称には、寄附者又は寄附の趣旨が明らかになるような字句を付することができる。

(設置の申請)

第5条 情報理工学域長、大学院情報理工学研究科長及び各センターの長（以下「部局長」という。）は、民間機関等から寄附講座等の設置に係る経費の寄附の申込みがあった場

合には、当該寄附講座等の設置が本学の教育研究の進展及び充実に有益であると認めるときは、教育研究評議会の議を経て、学長に設置を申請するものとする。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 寄附講座等寄附申込書
- (2) 寄附講座の概要又は寄附研究部門の概要
- (3) 担当教員予定者の略歴書及び就任承諾書  
(設置の決定)

第6条 学長は、前条により寄附講座等の設置について申請があった場合は、役員会の議を経て、設置を決定するものとする。

2 学長は、前項の結果を当該部局長に通知するものとする。

(存続期間等)

第7条 寄附講座等の存続期間は、原則として、2年以上5年以下とする。

2 前項の存続期間は、更新することができる。なお、更新の手続は、設置の例によるものとする。

(寄附講座教員等)

第8条 寄附講座を担当する教員の名称は、寄附講座教員とし、寄附研究部門を担当する教員の名称は、寄附研究部門教員とする。

2 寄附講座教員及び寄附研究部門教員（以下「寄附講座教員等」という。）は、教授、准教授、助教又は助手に相当する者とする。

3 寄附講座教員等の身分は、非常勤職員とする。

4 寄附講座教員等については、寄附講座等の存続期間を限度として、再採用又は任用を更新することができる。

5 寄附講座教員等の選考は、本学の専任の教員の選考基準及び選考方法に準じて行うものとする。

6 寄附講座教員等のうち、教授及び准教授に相当する者に対しては、電気通信大学客員教授等選考基準の定めるところにより、客員教授又は客員准教授と称せしめることができる。

(職務内容)

第9条 寄附講座教員等は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができるものとする。

2 教授会が必要と認める場合には、教授又は准教授に相当する寄附講座教員等は、教授会に出席することができる。

(構成)

第10条 寄附講座等は、少なくとも教授又は准教授に相当する者1人及び准教授、助教又は助手に相当する者1人を単位として構成するものとする。

(経費等)

第11条 寄附講座等に係る経費は、国立大学法人電気通信大学奨学寄附金取扱規程の定めるところにより、奨学寄附金として受け入れ、経理するものとする。

2 前項の経費については、寄附講座等の存続期間に係る必要な額を、当初に一括して受

け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実な場合には、年度ごとに必要な額を受け入れることができるものとする。

(内容等の変更)

第12条 寄附講座等の内容等を大きく変更しようとする場合の手続は、設置の例によるものとする。

(概要の報告)

第13条 部局長は、寄附講座等の存続期間が終了したときは、その概要を取りまとめ、学長に報告するものとする。

(発明に係る特許等の取扱い)

第14条 寄附講座教員等が行った発明に係る特許等の取扱いについては、国立大学法人電気通信大学職員の職務発明等に関する規程の定めるところによるものとする。

(この規程によりがたい場合の措置)

第15条 第8条から第10条までの定めによりがたい事情がある場合、学長は、本学の教育研究に支障のない範囲で、寄附者の意向等を踏まえて、寄附講座等の取扱いを決定することができる。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成3年1月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年10月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号（第5条関係）

寄 附 講 座 等 寄 附 申 込 書

（元号） 年 月 日

電気通信大学長 殿

寄附申込者（署名又は記名押印）

住 所

法人名

氏 名

（法人にあつては代表者職・氏名）

下記のとおり寄附講座（寄附研究部門）設置のための寄附を申し込みます。

記

- 1 寄附講座（寄附研究部門）の名称
- 2 設置の類・専攻等
- 3 設置目的
- 4 存続期間
- 5 寄附金の総額
- 6 寄附方法
- 7 その他

別記様式第2号（第5条関係）

寄 附 講 座 の 概 要

- 1 類・専攻名
- 2 寄附講座の名称
- 3 寄附者
- 4 寄附者の概要
- 5 寄附予定額（施設設備等を併せて寄附する場合はその概要）
- 6 寄附の時期及び期間
- 7 寄附金の使途
- 8 寄附方法
- 9 担当予定教員名及び職名
- 10 寄附講座の教育研究領域の概要（カリキュラムを含む。）
- 11 現有組織の構成状況及びそれらに照らした寄附受入れの必要性

別記様式第3号（第5条関係）

寄 附 研 究 部 門 の 概 要

- 1 施設等名
- 2 寄附研究部門の名称
- 3 寄附者
- 4 寄附者の概要
- 5 寄附予定額（施設設備等を併せて寄附する場合はその概要）
- 6 寄附の時期及び期間
- 7 寄附金の使途
- 8 寄附方法
- 9 担当予定教員名及び職名
- 10 寄附研究部門の研究目的及び研究課題
- 11 現有組織の構成状況及びそれらに照らした寄附受入れの必要性

別記様式第4号（第5条関係）

履 歴 書			
ふりがな 氏 名		男・女	本籍地
生年月日（年齢）	年 月 日（歳）	現住所	
学 歴			
年 月	事 項		
職 歴			
年 月	事 項		
学会及び社会における活動等			
年 月	事 項		
賞 罰			
年 月			
上記のとおり相違ありません。			
(元号) 年 月 日	氏 名		

(注)

- 「学歴」の欄には、大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上とみとめられる学校卒業以上の学歴を有する者は、これらの学歴のすべてについて記入し、その他の者は、最終学歴について記入すること。なお、学位、称号等についても同欄に記入すること。
- 「職歴」の欄には、職歴のすべてについて記入し、職名、地位等についても明記すること。
- 「学会及び社会における活動等」の欄には、本人の専攻、研究分野等に関連した事項についてのみ記入すること。



別記様式第5号（第5条関係）

就 任 承 諾 書

（元号） 年 月 日

電気通信大学長 殿

氏 名 \_\_\_\_\_  
（署名又は記名押印）

私は、電気通信大学〇〇〇〇寄附講座（寄附研究部門）設置の上は、当該寄附講座（寄附研究部門）担当の教員として、（元号） 年 月 日から就任することを承諾します。